

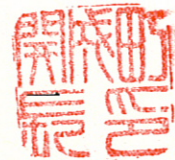
## 一般廃棄物収集運搬業許可書

住 所 横浜市中区山下町106番地  
氏 名 武松商事株式会社  
代表取締役 武松ひで

平成22年2月19日付で申請のあった一般廃棄物収集運搬業の許可について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

平成22年2月25日

開成町長 露 木 順



営業所の所在地 及び名称	足柄上郡中井町岩倉字田ノ入447-1 武松商事株式会社 中井営業所
取扱一般廃棄物の種類	ごみ <input checked="" type="checkbox"/> し尿 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>
収集・運搬・処分の別	収集 <input checked="" type="checkbox"/> 運搬 <input checked="" type="checkbox"/> 処分 <input type="checkbox"/>
営業区分	開成町内
営業許可期間	平成22年4月 1日から 平成24年3月31日まで
条 件	1.取り扱える廃棄物は、町（委託を含む） が収集・運搬を行っていない一般廃棄 物に限る。 2.毎月の収集・運搬実績を報告すること。 3.その他別添許可条件による。

## 一般廃棄物収集運搬業許可申請に係る許可条件

開成町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第7条に基づき、次の条件を付して許可する。

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第7条各項の定めるところにより許可する。
- 2 許可の基準は、法施行令第3条第1項各号、及び法施行規則第2条の2に定めるところによる。
- 3 許可の更新期間は、許可の日から2年間とする。
- 4 法施行規則第2条の5に定める帳簿記載事項等の収集運搬量等を、収集月の翌月15日までに開成町長に報告すること。また開成町長が必要と認めるときは、立入調査をすることができる。
- 5 変更の許可は、法第7条の2、及び法施行規則第2条の6に定めるところによる。
- 6 前各項の他、町長が必要と認める条件は、次のとおりとする。
  - (1) 収集運搬できるものは、開成町で発生する一般廃棄物であること。
  - (2) 事業系一般廃棄物の収集にあたっては、原則として開成町指定袋が使用されていること。（ただし、足柄西部環境センターへ搬入する場合に限る）
  - (3) 常時使用人等の業務研修に努めること。
  - (4) 服装、言語等端正に留意すること。
  - (5) 衛生的な業務の遂行に留意すること。
  - (6) 事故等発生した場合は速やかに開成町長に報告し、自らの責任において対処すること。
  - (7) 処理料金は、開成町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条に定める処理料金とする。（ただし、足柄西部環境センターへ搬入する場合に限る）
- 7 事業の停止は、法第7条の3の定めによるほか、開成町一般廃棄物処理基本計画及び足柄西部清掃組合一般廃棄物処理基本計画により、事業の全部又は一部を停止することができる。
- 8 許可の取り消しは、法第7条の4の定めによるほか、開成町一般廃棄物処理基本計画により、収集運搬業務が必要でなくなったとき。
- 9 取り消し処分に対し不服のある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に開成町長に対し審査請求ができる。